

令和 4 年度改訂版

対象組織向け

多面的機能支払交付金の 活動の手引き

広域活動組織用

兵庫県 多面的機能発揮推進協議会



令和 4 年 7 月

高めよう 地域協働の力！

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

農林水産省・兵庫県では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



水路のひび割れ補修



農道の部分補修



ため池の外来種駆除



防災減災(田んぼダム)

施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート水路への更新



老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

目 次

多面的機能支払交付金の概要

1 交付金の構成	1
2 活動の手順	2
3 手続きの概要	4

I 広域活動組織の設立

1 設立のねらい	5
2 規模・構成員	6
3 広域協定書（案）の作成	7
4 広域協定運営委員会規則（案）の作成	16
5 事業計画（案）の作成	21
6 活動計画（案）の作成	23
7 設立委員会の開催	38
8 広域協定運営委員会の開催	39

II 事業計画の認定

40

III 交付金及び概算払の申請

44

IV 活動の実施・記録

45

V 活動の報告

56

VI 取組番号表

67

○ お問い合わせ先	71
-----------	----

多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

(1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動
(水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動
(活動組織の体制の強化、保全管理構想の作成など)



(2) 資源向上支払交付金

以下の活動に対して支援を行います。

1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ①施設の軽微な補修
(水路、農道、ため池の軽微な補修など)
- ②農村環境保全活動
(水質調査、外来種の駆除など)
- ③多面的機能の増進を図る活動
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)

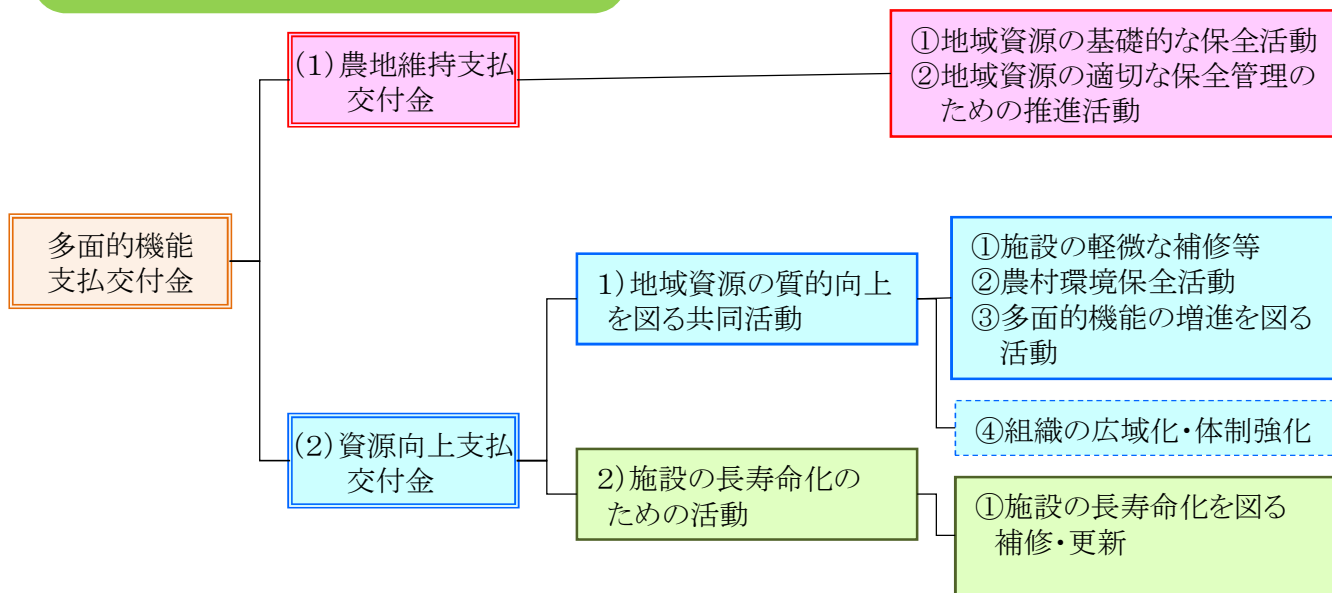


2) 施設の長寿命化のための活動

(老朽化が進む水路等の補修・更新など)

3) 組織の広域化・体制強化

多面的機能支払交付金の構成



2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

I 広域活動組織の設立



共同活動を実施する広域活動組織を設立します。設立にあたっては広域協定運営委員会を開催します。

- | | | |
|-----|-------------------|---------|
| I-1 | 設立のねらい | →5ページへ |
| I-2 | 規模、構成員 | →6ページへ |
| I-3 | 広域協定書（案）の作成 | →7ページへ |
| I-4 | 広域協定運営委員会規則（案）の作成 | →16ページへ |
| I-5 | 事業計画（案）の作成 | →21ページへ |
| I-6 | 活動計画（案）の作成 | →23ページへ |
| I-7 | 設立委員会の開催 | →38ページへ |
| I-8 | 広域協定運営委員会の開催 | →39ページへ |

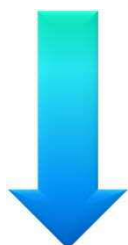
II 事業計画の認定



市町長に事業計画書などを提出します。事業計画が認定されると市町長から認定通知書が送付されます。

→40ページへ

III 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町長に申請します。
市町長から交付決定の通知が送付されます。
必要に応じて、概算払請求書を市町長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

→44ページへ

IV 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。
実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。

→45ページへ

V 活動の報告

当該年度の活動記録をとりまとめて実施状況報告書を作成し、市町長に提出します。

→56ページへ

令和4年度 改正のポイント

(1) 事務の簡素化

保管すべき証拠書類 ※1 のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録にすることができるようになりました。

※1 実施要領第1の14、第2の17及び18に基づく証拠書類が対象となります。

(2) 活動要件の見直し

「60 広報活動・農的関係人口の拡大」

⇒「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。

60 広報活動



60 広報活動・農的関係人口の拡大

(3) 一部様式の廃止・提出免除

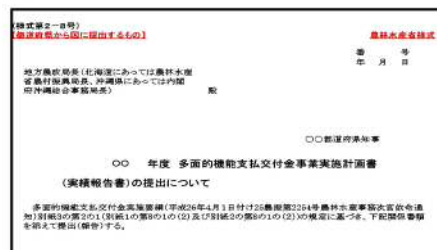
1. 実施状況の確認通知書の様式を廃止します。

実施要領別記3-1様式第5号の通知書様式を廃止し、市町村の事務負担を軽減します。



2. 実施計画書（実績報告書）の重複提出を免除します。

実施要領様式2-8号実施計画書（実績報告書）について、交付要綱別記様式第1号交付申請書、別記様式第6号への添付形式として既に提出していた際は、提出を免除します。



3. 各様式に様式作成者及び提出先を明記します。

3. 手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで

広域活動組織

①広域協定書等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な協定書などの案を作成します。

- 広域協定書 ……P.7
- 運営委員会規則 ……P.16

②事業計画書（案）の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。

- 事業計画書 ……P.21

③活動計画書（案）の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。

- 活動計画書 ……P.23

④設立委員会の開催

設立委員会を開催し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。

……P.38

⑤広域協定運営委員会の開催

広域協定運営委員会を開催し、広域協定書、運営委員会規則、事業計画等の案について委員の合意を得て決定するとともに、広域活動組織を設立します。

……P.39

⑥事業計画の申請

市町長に事業計画書を提出し、事業計画の申請を行います。

……P.40

⑦事業計画の認定の通知

市町長から事業計画の認定通知書が送付されます。

〇〇〇〇市町

【申請期限】
6月30日まで

交付金の交付申請から報告まで

広域活動組織

③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿などを作成します。

- 活動記録 ……P.45
- 金銭出納簿 ……P.47
- 財産管理台帳 ……P.52

④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭出納簿を集計し、実施状況報告書を作成します。

……P.56

- 実施状況報告書 ……P.58
- 添付書類 ……P.57

①交付金の申請

市町長に交付申請書を提出します。

- 交付申請書 ……P.44

②交付決定・支払

市町長から交付決定の通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

⑤実施状況報告

市町長に実施状況報告書などを提出します。

……P.56

⑥確認結果の通知

確認後のチェックシートについては、必要に応じて送付します。

〇〇〇〇市町

【申請期限】
〇月〇日まで

〇〇〇〇市町

【報告期限】
〇月〇日まで

5年間の活動の最初または途中で計画変更する場合に必要

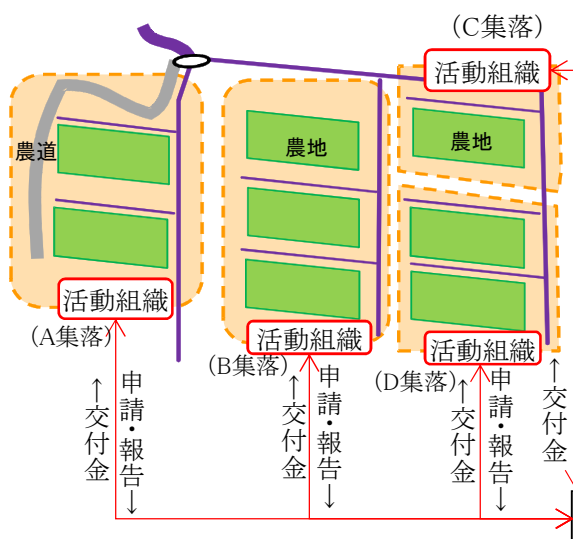
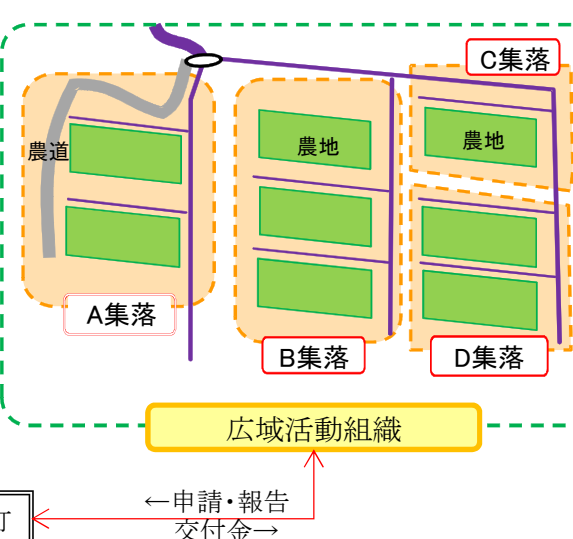
I 広域活動組織の設立

1. 設立のねらい

広域活動組織は、旧市町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）、NPO、地域の関係団体等から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

（注）6ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して活動に取り組みます（その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、広域活動組織を設立することが可能です）。

活動組織と広域活動組織との対比

集落毎に活動組織を 設立する場合	広域エリアにおいて広域活動組織を 設立する場合
 (A集落) 活動組織 (B集落) 活動組織 (C集落) 活動組織 (D集落) 活動組織 ↑ 申請・報告 ↓ 交付金 市町	 A集落 B集落 C集落 D集落 広域活動組織 ← 申請・報告 交付金 → 市町
①A～Dの各集落等がそれぞれ事務手続きを実施 ②組織の規模によっては、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動等の実施のハードルが高い。	①A～Dの各集落等の申請、報告等の事務手続きを一括して行えるため事務負担が低減 ②組織の規模が大きくなることで、単独組織では実施のハードルが高い、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動を進めやすくなる。

2. 規模・構成員

広域活動組織となるには、市町から認定を受ける必要があります。
規模を満たすだけでは広域活動組織になるわけではありません

(1) 規模 事業計画の区域が下記のとおり

- 1 中山間地域等条件不利地域以外の地域 3集落以上かつ、100ha以上または
昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度
- 2 中山間地域等条件不利地域 3集落以上または50ha以上
※中山間地域等条件不利地域・・・地域振興8法指定地域および農林統計地域区分の中間
農業地域または山間農業地域

(2) 構成員

市町にお問合せ下さい。

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- 1) 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
- 2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者

※広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

広域活動組織の構成

農地維持支払交付金

- ① 集落や団体（農業者のみ）で構成される広域活動組織
- ② 集落や団体（農業者及びその他の者（地域住民、団体など））で構成される広域活動組織

資源向上支払交付金

○共同活動

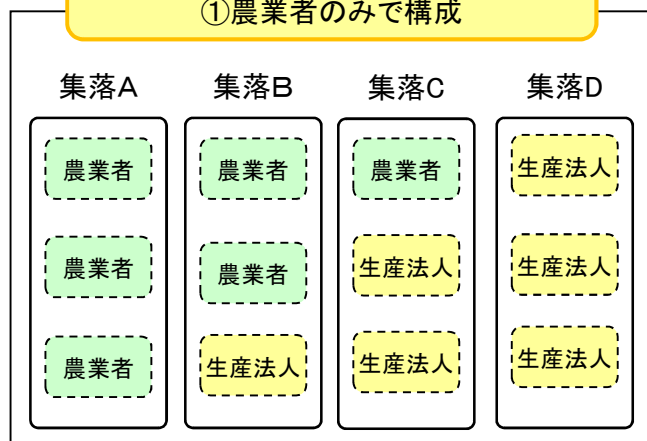
集落や団体（農業者及びその他の者（地域住民、団体など））で構成される広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

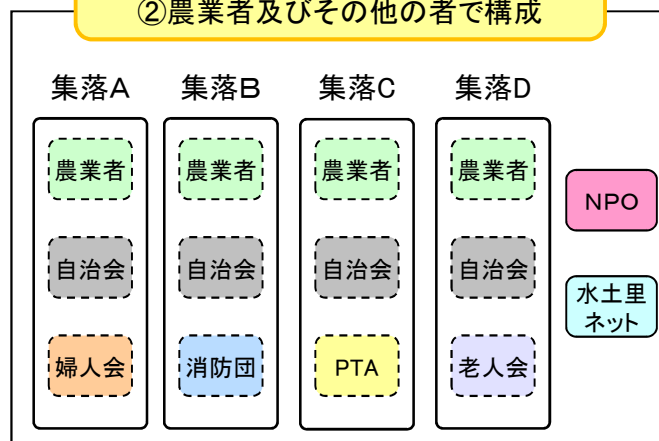
農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

広域活動組織の構成例

① 農業者のみで構成



② 農業者及びその他の者で構成



3. 広域協定書(案)の作成

広域活動組織の認定を受けるにはこの広域協定書が必要です。
活動組織用の規約とは異なります。

(1) 協定書の作成

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを定めた協定書の案を作成します。

広域協定書は、以下に示す様式のとおりです。

(2) 協定書の内容について

協定書の内容は、以下の様式のとおりです。（多面的機能支払交付金実施要領別記5-1）

市町の認定を受けた後に記入します。

このページは広域組織協定書の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

(別記5-1)

〇年〇月〇日認定	〇〇市長〇〇〇〇
----------	----------

〇〇〇〇広域協定書(例)

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

(名称)

第2条 この協定は、〇〇〇〇広域協定と称する。

(協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第4条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落の構成員及びその他の団体の合意により締結する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、〇〇市長の認定のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

(活動及び事業)

第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動(作業前の危険箇所の確認・共有など)に努めるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (3) 施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (4) 農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (7) その他の事業
 - ① 農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
 - ② 〇〇〇〇を図る事業
- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除して下さい。

農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

(基礎的な保全活動の実施)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第1-3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」のⅠの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の別紙1のⅡの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

なお、施設の長寿命化のための活動のみを実施する場合は、上記下線部分を「同活動計画書の別紙1のⅡの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の別紙1のⅡの3の(2)の1)の機能診断・計画策定」に置き換えて下さい。

(協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落・団体等	役 割
〇〇集落	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。 ・〇〇〇〇〇 (畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
〇〇集落	
〇〇集落	
〇〇集落	
〇〇土地改良区	・協定の事務局として全体の調整を図る。 ・参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。 ・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。 ・〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇団体	・〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 (農業経営体)	・〇〇〇〇〇〇〇 (注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結して下さい。

- 2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(協定参加集落及び団体間の協力)

第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

- 2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(運営委員会)

第9条 この協定の運営に関する事項を処理するために、〇〇地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。

3 委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監査役 1名

4 役員は、委員の互選により選出する。

5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。

7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

8 監査役は委員会の会計の監査を行う。

9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

第10条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 市が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市の指示を受けるものとする。

3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3中の「市」を「市又は土地改良区」に置き換えて下さい。

(協定内容の変更及び廃止)

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を〇〇市長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

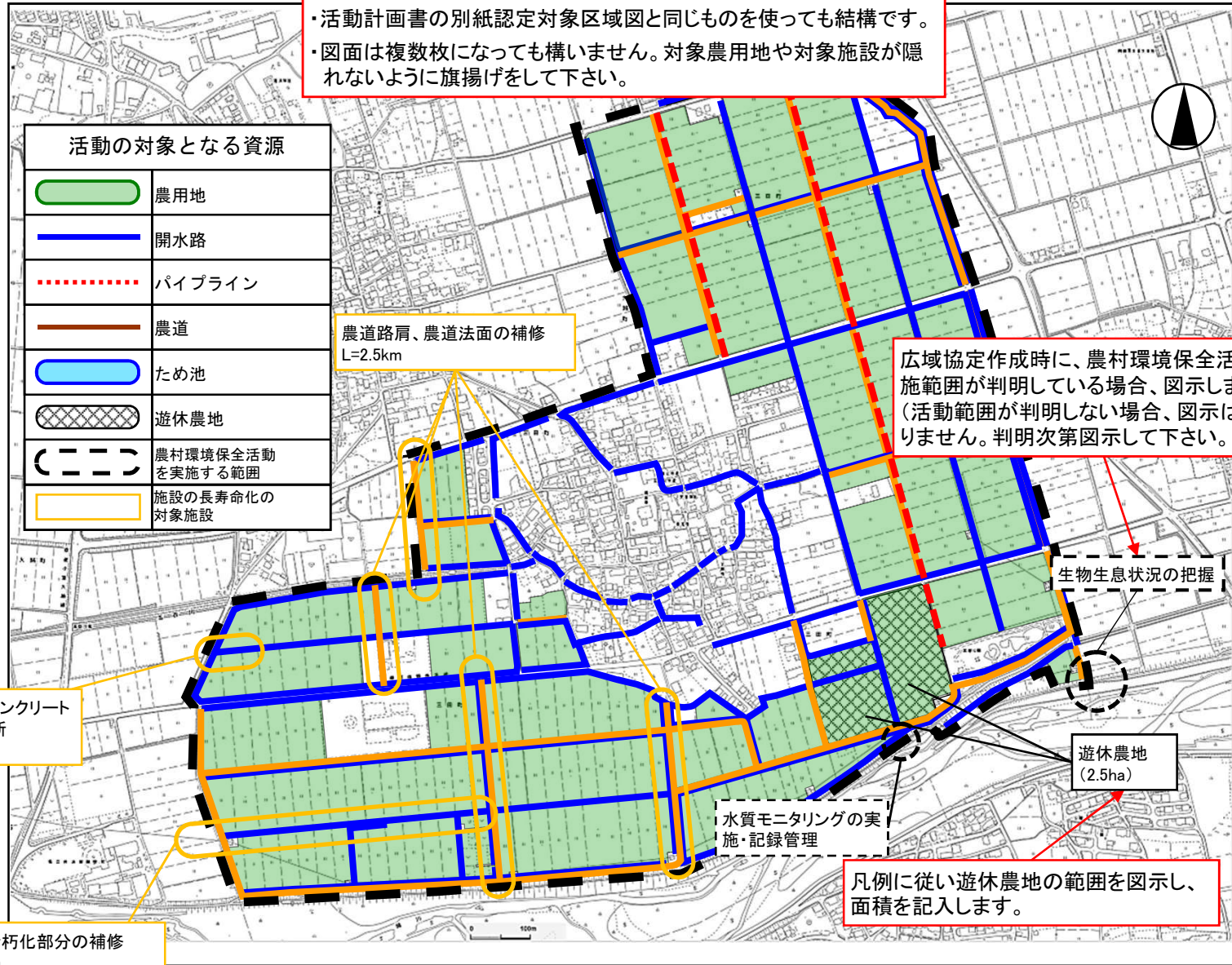
集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

附則 上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を〇〇町長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

(別紙)
認定対象区域図面

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・活動計画書の別紙認定対象区域図と同じものを使っても結構です。
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

組織名: ○○○○広域協定



(別表)

協定対象農用地及び施設

1. 協定の対象となる農用地

参加同意書に記載されている農用地面積を集計します。

地目 集落	協定農用地			
	田	畑	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,500 a	500 a	a	4,000 a
C集落	2,000 a	300 a	a	2,300 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(農地維持支払交付金)			
	田	畑	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(資源向上支払交付金)							
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
A集落	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a

2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設の数を集計します。

集落(活動組織)	水路	農道	ため池
〇〇〇	13.4 km	8.5 km	箇所
△△△	12.2 km	6.2 km	箇所
□□□	10.8 km	4.1 km	箇所
合計	47.7 km	25.5 km	箇所

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する集落又は活動組織向けのものです。

〇〇〇〇広域協定参加同意書

参加同意書については、集落又は活動組織において合意形成した上で、取りまとめて下さい。

年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

参加集落(活動組織) A集落

所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇

代 表 者 多面 太郎

当集落(活動組織)については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記載します。

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

	対象農用地(資源向上支払交付金)								備考
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	13.4 km			

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員^{注1}

① 農業者の個人又は団体^{注2}

番号欄は、P.14の「4. 構成員人数」の表中の分類番号からあてはまる番号を選択し記入します。

※エクセル様式ではプルダウンで番号を選択して入力しますが、
②農業者以外の個人については、番号欄に5を直接記入します。

番号	氏名	住所	備考
1	多面 太郎	〇〇県△△市〇〇	運営委員会委員
2	多面 花子	〇〇県△△市〇〇	
-	行が足りない場合は追加してください。		

集落又は活動組織の代表者の他に、広域活動組織運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載します。

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考
5	多面 A子	〇〇県△△市〇〇	
-	行が足りない場合は追加してください。		

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会他)^{注3}

番号	団体名・代表者	住所	備考
6	〇〇自治会・多面 三郎	〇〇県△△市〇〇	
7	〇〇女性会・多面D美	〇〇県△△市〇〇	
-	行が足りない場合は追加してください。		

4. 構成員人数

		番号		構成員人数・団体数
農業者	個人として参加	1	農業者個人	人
	団体として参加	2	農事組合法人	団体
		3	営農組合	団体
		4	その他の農業者団体	団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人	人
	団体として参加	6	自治会	
		7	女性会	
		8	子供会	
		9	土地改良区	
		10	JA	
		11	学校・PTA	団体
		12	NPO	団体
		13	その他の農業者以外団体	団体

前ページの協定参加集落(活動組織)の構成員で選択した番号を区分して、ここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から選択した番号が自動集計されます。

注1: 番号欄は、「4.構成員人数」の表中の分類番号から選択する。

注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する農業(経営)者向けのものです。
※「農業者」の定義は、14ページ中段の注2を参照。

〇〇〇〇広域協定参加同意書

年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇

氏名 〇〇 〇〇

私、〇〇〇〇は、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

	協定農用地				備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記載します。

	対象農用地(農地維持支払交付金)				備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

		対象農用地(資源向上支払交付金)								備考
		地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計		
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a		

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	km	km	箇所	

注1: 農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(別記 5 - 1 別紙)

本同意書は、協定に参加する団体向けのものであります。

参加同意書については、団体における所定の手続きを経てから提出して下さい。

〇〇〇〇広域協定参加同意書

年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

団 体 名 NPO法人〇〇〇

所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇

代 表 者 〇〇 〇〇

当団体については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

〇〇〇することを目的とする。

2. 団体の設立年月日

令和〇年〇月〇日

3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う。

団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

4. 構成員人数

計	農業者	農業者以外
15 人	人	15 人

4. 広域協定運営委員会規則(案)の作成

意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確化した運営委員会規則の案を作成します。

このページは運営委員会規則の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

市町の認定を受けた後、記載します。

別記5-2

〇年〇月〇日認定 〇〇市長〇〇〇〇

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則

年 月 日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、〇〇市〇〇において締結された「〇〇〇〇広域協定(以下「協定」という。)」の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「〇〇〇〇広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

(事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇〇〇に置く。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、集落の構成員について委員会の会員と位置づけます。このため、以下の第4条の規定を追加して下さい。

(会員)

第4条 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

第2章 委員会の構成及び運営

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監査役 1名

- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。

2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(委員会の権能) 第8条の一～五は、取組を行う活動内容に応じて選択して記載して下さい。

第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
- 六 規則の制定及び改廃に関すること。
- 七 その他協定の運営に関する重要な事項。

その他事業に取り組まない場合は削除してください。

(委員会の議決方法等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

2 委員会の議長は、会長がこれを務める。

3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

- 一 規則の変更
- 二 役員の解任
- 三 協定参加団体の除名
- 四 協定の変更又は廃止

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、以下の第3章の総会に関する規定を加えて下さい。

第3章 総会

(総会の開催等)

第11条 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
- 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。

2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

(総会の機能)

第12条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 委員の選任及び解任
- 二 各年度の決算報告
- 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
- 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
- 五 その他重要な事項

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第11条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。

5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

(実施計画)

第11条 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。

2 委員会は、各団体から提出された実施計画について会計区分毎にとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

(保全管理活動等の実施)

第12条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

(活動の資金とその経理)

各団体への資金配分を行わない場合は、第13条を削除して下さい。

第13条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要な資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。

2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

(活動の報告)

第14条 協定参加団体は、毎年、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を得て、委員会に報告を行うものとする。

(活動報告の確認)

第15条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。

3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、〇〇市長に報告を行うものとする。

第4章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第16条 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 〇〇〇〇広域協定書
- 二 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第17条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第18条 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の資金と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第20条 本委員会の事務に要する経費は、第19条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第21条 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第22条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

(資金の流用)

第23条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第24条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第25条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第26条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第27条 活動の実施により、
に基づき、適正に管理する

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第29条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

(決算及び監査)

第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

(物品の管理)

第28条 本委員会が購入又
よう、適正に管理するもの

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して委員会に報告するとともに、会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

(決算及び監査)

第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に委員会の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

(規則の変更)

第30条 この規則を変更した場合は、〇〇市長に報告をしなければならない。

(細則)

第31条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

5. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式第1-2号)。

なお、本事業計画(案)の市町長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

(様式第1-2号)

【活動組織から市町村に提出する事業計画(案)】

多面的機能発揮促進事業に関する計画

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。
中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

○年○月○日
○○○○広域協定

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

市町と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

活動内容を踏まえて記載してください。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)	
☐	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金)
☐	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金)
2号事業(中山間地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	
4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

活動内容に合わせて記載してください。

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)(別添1)実施区域位置図のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

〇年〇月〇日

△△市長 殿

〇〇〇〇広域協定

多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■ 1号事業(多面的機能支払交付金)

□ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

□ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ取り組む場合の記載例です。

3 その他

□ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

6. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※活動計画書の様式第1－3号のⅠ. 地区の概要（共通）は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。多面的機能支払交付金の活動計画については、Ⅱ. 1号事業の別紙1を使用します。

(様式第1－3号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

○年○月○日
農林水産省様式

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(まるまるまるまろういききょうてい)
組織名	〇〇〇〇広域協定
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇

I. 地区の概要（共通）

<活動の計画>

☒ Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
☐ Ⅲ. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙2
☐ Ⅳ. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙3
☐ V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事項	別紙4

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の活動計画書などで使用する共通様式です。

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙の別紙1～4を添付すること。

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

(1) 活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

1. 活動期間					
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年
農地維持支払	令和3年度	令和7年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払（共同）	令和3年度	令和7年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払（長寿命化）	令和3年度	令和7年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

計画変更を行った場合は変更した年度を記入して下さい。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないで下さい。

(2) 実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共用施設は、市町等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町に確認してください。

2. 実施区域内の農用地、施設							
協定農用地面積 又は認定農用地面積※1	田	畑	草地	採草放牧地	計	うち遊休農地面積	年当たり交付金額上限
多面支払	22,530a	1,920a	a		24,450a	250a	円
中山間直払	傾斜				a	a	円
取組面積	環境直払※2						

※1 多面支払の認定農用地面積
※2 環境直払に取り組む場合のものとする。

農用地の面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町に確認してください。

農業用施設（多面支払）

	水路	農道	ため池
うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設	47.7 km	25.5 km	箇所
	4.1 km	6.6 km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

・遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
・遊休農地については、活動計画に位置づけて活動期間内に解消する必要があります。（解消できない場合は、交付金の返還が生じます。）

・認定農用地の区域内において、共同活動を実施する施設量を記入します。
・下段欄には、上段の内数として長寿命化で補修や更新の工事を実施する施設の延長を記入します（点状施設も延長に換算して記入ください）。
・農地維持又は資源向上共同を活用して長寿命化を行う場合も下段の「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記入します。

(3) 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「1の2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。

組織名称：
○○○○広域協定

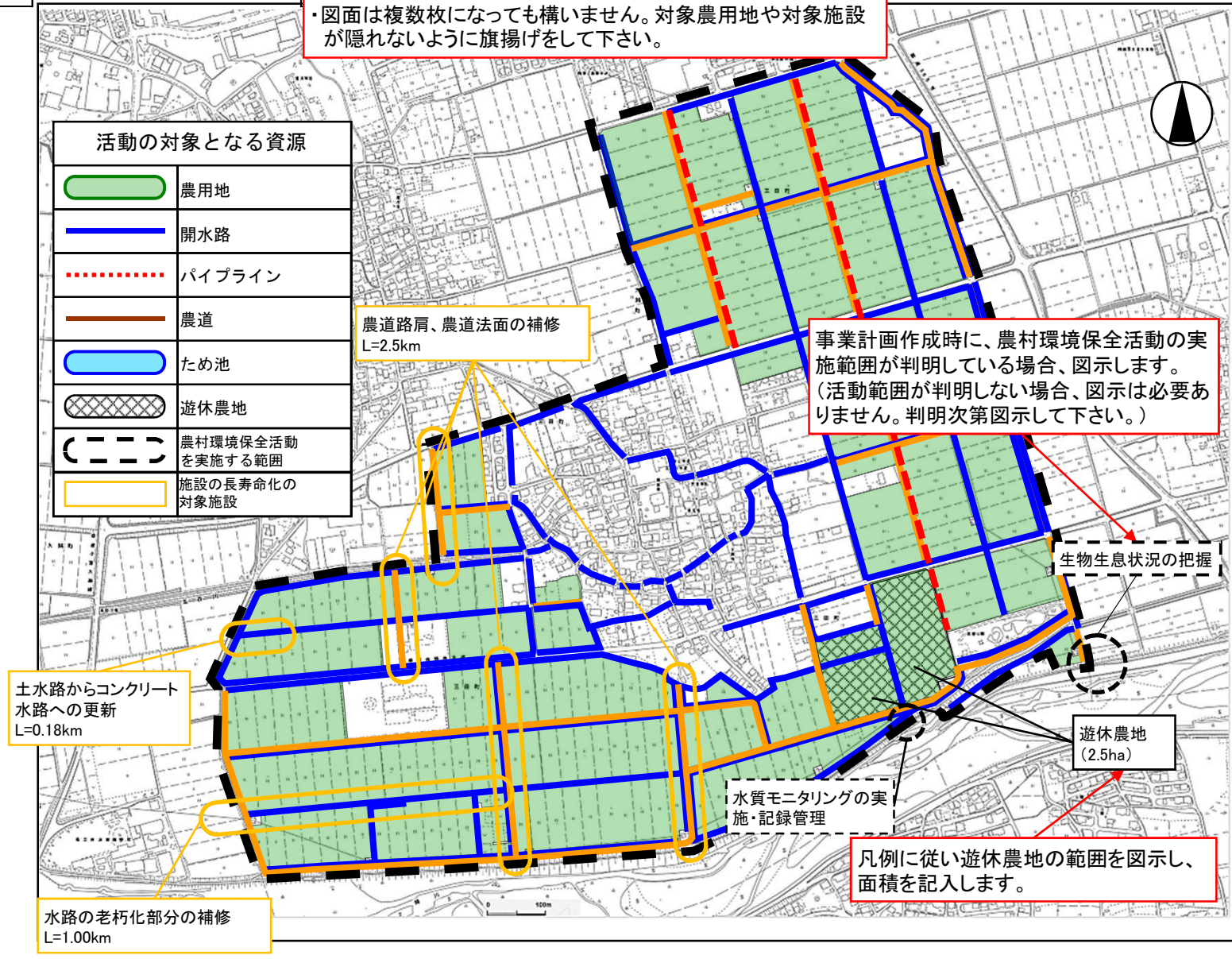
- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

(別添1)

実施区域位置図

■ 1号事業 (多面支払)

活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境保全活動を実施する範囲
	施設の長寿命化の対象施設



事業計画作成時に、農村環境保全活動の実施範囲が判明している場合、図示します。(活動範囲が判明しない場合、図示は必要ありません。判明次第図示して下さい。)

凡例に従い遊休農地の範囲を図示し、面積を記入します。

(4) 組織構成員一覧

広域活動組織において「組織構成員一覧」は、実施要領の別記5-1「広域協定参加同意書」に代えることができます。

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

年 月 日

〇〇〇〇広域協定
運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

参加集落(活動組織) A集落
所在地 〇〇県〇〇市〇〇
代表者 多面 太郎 (印)

当集落(活動組織)については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a		5,500 a	

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a		5,500 a	

対象農用地(資源向上支払交付金)						備考		
地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
面積	4,532 a	868 a		5,400 a	4,532 a	868 a		5,400 a

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	13.4 km	8.5 km		箇所

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員^{※1}

① 農業者の個人又は団体^{※2}

番号	氏名	住所	備考
1	多面 太郎	〇〇県△△市〇〇	運営委員会委員
2	多面 花子	〇〇県△△市〇〇	
-			

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考
5	多面 A子	〇〇県△△市〇〇	
-			

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会他)^{※3}

番号	団体名・代表者	住所	備考
6	〇〇自協会・多面 三郎	〇〇県△△市〇〇	
7	〇〇女性会・多面D美	〇〇県△△市〇〇	
-			

(5) 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

(1) 交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町に確認して下さい。)

加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分を35・36ページに示す方法で算出して整理します。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ○

広域活動組織は「○」記載します。

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	22,530 a	3,000 円/10a	6,759,000円
畑	1,920a	2,000 円/10a	384,000円
草地	a	円/10a	円
合計	24,450a		7,143,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、生じた場合は下記でください。農地年度まで田の単価となります。

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

地目を田から畑に変更する面積 350 a

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	22,312a	1,800 円/10a	4,016,160円
畑	1,880a	1,080 円/10a	203,040円
草地	a	円/10a	円
合計	24,192a		4,219,200円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する

①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし

②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗する

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	22,312a	4,400 円/10a	9,817,280円
畑	1,880a	2,000 円/10a	376,000円
草地	a	円/10a	円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、単価は、

広域活動組織の場合は、ここに「○」を付けないこと。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のうちいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○

集落数×200万円

22,000,000円

広域活動組織の資源向上支払(長寿命化)は、この金額が交付上限額になります。
この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

10,193,280円

交付額の算定

長寿命化は上限単価です
実際の交付額は予算の状況により下回ることがあります。

【交付単価】

単位: 円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	①	②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	240	200	180	150	400	333

③: 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。

④: 農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。

⑤: 資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。

⑦: 広域活動組織の認定を受けず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

【交付額の算出方法】

加算措置の詳細については
P26～28を参照してください。

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田: 5,000.4a、畑: 4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田: 5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑: 4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田: $5,000a \times 3,000 \text{ 円}/10a = 1,500,000 \text{ 円}$

畑: $4,999a \times 2,000 \text{ 円}/10a = 999,800 \text{ 円}$

計: 2,499,800 円

(2) 資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織の認定を受けている場合は活動組織にあつては、下記のとおりです。

a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額

ただし、単価は上限額設定であり、下回る場合があります。

(2) 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。
実施予定年度	令和 3 年度	令和 年度	

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 ☐ 都市的地域 ☒ 平地農業地域 ☐ 中間農業地域 ☐ 山間農業地域

地域振興立法の適用 ☐ 特定農山村 ☐ 振興山村 ☐ 過疎 ☐ 半島

☐ 離島 ☐ 沖縄 ☐ 奄美群島 ☐ 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況 ☐

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払

資源向上支払
(共同)

資源向上支払
(長寿命化)

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、県が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。

（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

県が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

具体例

- ・総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- ・兵庫県ため池整備構想に基づくため池協議会活動を行うため池の受益農地
- ・緑豊かな地或環境の形成に関する条例（緑条例）に基づく環境形成地域の第3号区域（田園環境）内の農用地
- ・景観の形成等に関する条例（景観条例）に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地
- ・都市計画法に基づき市町村が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地

(3) 活動の計画

広域組織全体の計画として、各集落の計画を集約し作成してください。

(1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

※実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検	○											
	2 年度活動計画の策定	○											
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修・・・令和4年度に受講予定 機械の安全使用に関する研修・・・令和5年度に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)											
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保安全管理											
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○								
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	水路	7 水路の草刈り			○	○	○						
		8 水路の泥上げ	○										
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	農道	10 農道の草刈り			○	○	○						
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定										
	ため池	13 ため池の草刈り											
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後										
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動								○			○		

全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

(P.31を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「○」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」「9 水路附帯施設の保守管理」「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は「対象施設なし」あるいは「—」と記載

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保安全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保安全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保安全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※地域資源保安全管理構想とは。

「地域資源保安全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

活動期間中に策定できないと農地維持支払交付金の返還対象となります。



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目について当てはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

☐ ①中心経営体との役割分担による保安全管理	☐ ④集落間連携や広域的活動による保安全管理
☐ ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	☐ ⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
☐ ③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	☐ ⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

☐ ①農地の利用集積に伴う管理作業	☐ ④共同利用施設の保安全管理
☐ ②高齢農家の農用地に係る管理作業	☐ ⑤その他
☐ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

☐ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	☐ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
☐ ②入り作等の近隣の担い手との協力	☐ ⑥集落間の連携や広域的な活動
☐ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	☐ ⑦その他
☐ ④新たな保安全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	☐ 23. その他
☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

(2) 資源向上支払

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- ・「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- ・「②農村環境保全活動」の活動は、県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します（P.69の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されています）。
- ・「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

※実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設の軽微な補修	計画策定・機能診断	24 農用地の機能診断	○												
		25 水路の機能診断	○												
		26 農道の機能診断	○												
		27 ため池の機能診断													
		28 年度活動計画の策定	○												
	実践活動・研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和4年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）												
		30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		33 ため池の軽微な補修等													
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定					○								
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定													
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定													
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定													
		38 資源循環計画の策定													
活動区分		活動項目	毎年度の実施時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）													
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）													
啓発・普及		51 啓発・普及活動								○					

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

1テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。

選択したテーマに基づき行う実践活動についてはP.68の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、資源向上支払(共同)の単価は基本単価の5/6になります。

活動区分	活動項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
図 増 進 を の 活 動	52 遊休農地の有効活用		○										
	56 農村環境保全活動の幅広い展開		○										
	60 広報活動							○					

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間」は適用されません。

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、広報活動を毎年度実施してください。ただし、中山間地域等条件不利地域においては毎年度必須ではありません。地域区分は市町にご確認ください。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開

56. を選択した場合に選択⇒ ☐ 農村環境保全活動を1テーマ追加 ☐ 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ ☐ 水田貯留・地下水かん養 高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

※エクセル様式ではプルダウンで内容を選択して入力します。

「56. 農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。

(3) 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組めます。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、県の要綱基本方針に基づき、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成します。

※ 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- ・活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- ・費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

期間内は毎年何らかの活動を行うことが基本です。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、

P.70の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。

P.24のIの2「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入します。

実施予定年度に「○」を記入します。この計画に基づき活動を実施します。

施設区分	取組	内容	延べ (単位はkmか 箇所を選択)	1年目	2年目	3年目
水路	61 水路の補修	○号線水路の老朽化部分の補修	1.00 km		○	○
水路	62 水路の更新等	△-△△号線水路を土水路からコンクリート水路への更新	0.18 km	○		
農道	63 農道の補修	□号線農道の路肩及び法面の補修	2.50 km	○	○	○

行が足りない場合は追加してください。

☆直営施工の実施方針について ☐ 全て直営施工 ☐ 一部直営施工 ☐ 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の記載してください。

※直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入します。

(様式第1-4号)

長寿化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払(長寿化)において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。

なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿化対策の計画等

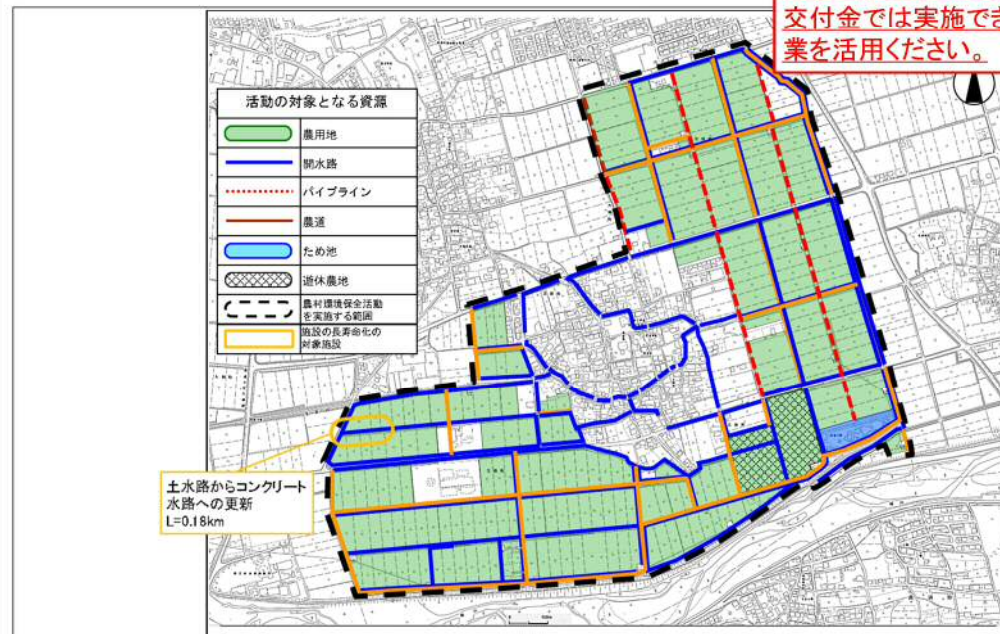
番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの 概算事業費	備考
1	△-△△号線 水路	昭和23 年	昭和53 年	土水路 幅○○mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路に更新する。	0.18km	令和2年度	210万円	
2										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



工事1件あたり200万円以上の工事がある場合、「長寿化整備計画」の作成が必要です。工事1件の考え方はP33をご覧ください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記入して下さい。

工事1件500万円まで長寿化整備計画書により本交付金で実施できます。工事1件500万円以上は多面的機能支払交付金では実施できませんので、他の事業を活用ください。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	1,705a	300 円/10a	51,150円
畑	5a	180 円/10a	90円
草地	5a	30 円/10a	15円
合計	1,715a		51,255円

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○取組を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数
＞前年度又は変更前の取組項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数 2つ以上

加算措置の適用条件を確認して様式に必要な事項を記入してください。

・これは加算措置の「資源向上支払の多面的機能更なる増進」に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

資源向上支払(共同)の加算単価

1 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です。

【加算対象となる例】

直近の活動計画
活動項目数0 → 新たな活動計画
活動項目数2以上

直近の活動計画
活動項目数1 → 新たな活動計画
活動項目数2以上 等

【加算対象とならない例】

直近の活動計画
活動項目数0 → 新たな活動計画
活動項目数1

直近の活動計画
活動項目数2 → 新たな活動計画
活動項目数2以下 等

活動期間を更新する度に取組数を増やす必要があります。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用	○	
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

活動を継続中の組織のみ記入
します。

新たな活動計画において、実施
する増進活動の取組に○を記
入してください。

2 農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

【役員に女性が2名以上選任されていない場合】①、②、③

【役員に女性が2名以上選任されている場合】①、②、④

①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

②農業者以外の参画割合が4割以上であること

③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

④構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に
実施すること

1 多面的増進加算の
取組が必須です
協働力深化のみで取り
組むことはできません

【加算単価】資源向上支払(共同)

単位: 円/10a

地目	1 多面的機能の 更なる増進	2 農村協働力の深化
田	400	400
畑	240	240
草地	40	40

構成員の総人数がわかる一覧
表等の提出が必要です。

H19～農地水保全管理支払交
付金含め、活動を開始して5年
以上経過地区等は、単価に0.75
を乗じます

※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払
交付金のあらし」P. 8, 9加算措置を参照してください。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

資源向上支払(共同)の加算単価

3 組織の広域化・体制強化に係る支援(令和元年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、下表200ha以上と同じ交付額になります。

広域活動組織の面積規模別の交付額

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積を対象とします。

面積規模	交付額
3集落以上または50ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	16万円/年・組織

【段階的に広域化する場合の適用例】



広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。

広域活動組織が面積規模を拡大した場合は該当する区分に変更して活動計画書の再申請を行ってください。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	交付単価	該当するものに○
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000円/組織	○
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000円/組織	
1,000ha以上	160,000円/組織	

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

4 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援(令和3年度拡充)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

【加算単価】資源向上支払(共同)

地目	水田の雨水貯留機能の強化
田	400

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同)を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

<流出を抑制する落水量調整装置の例>



a 田んぼダム実施
b 田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和3 年度	令和7 年度

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和3 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和4 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和5 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和6 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和7 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%

面積が一致しているか確認して下さい。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	3,000 a	2,000 a	67%	
B	2,000 a	1,000 a	50%	
C	4,000 a	2,400 a	60%	
D	1,000 a	600 a	60%	

広域活動組織設立時のみ

7. 設立委員会の開催

設立委員会（設立総会）を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。

【参加者の取りまとめ】

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。

（参加同意書は、13～15ページ）

【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。協定対象区域図面を作成します。

（協定対象農用地及び施設は、12ページ）

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

（協定対象区域図面は、11ページ）

【広域協定の締結】

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例（7ページ）を参考に作成して下さい。

- ・協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関すること
- ・協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関すること
- ・運営委員会に関すること
- ・工事の施工の条件に関すること

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認ください。

- ・施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・市町が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- ・その他市町村が必要に応じて規定する事項（施設の譲渡手続き等）

【広域協定運営委員会の設立】

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

8. 広域協定運営委員会の開催

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を広域協定運営委員会にて決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

【広域協定運営委員会の開催について】

広域協定運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、運営委員会規則に従い、必要に応じて開催します。（運営委員会規則例では、次に掲げる場合です。）

- ・委員数の3分の1以上の要求があったとき。
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- ・その他会長が必要と認めたとき。

いずれも委員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

運営委員会開催から議決までのながれ

1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日、開催方法（対面、書面、オンライン等）等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関する事等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。

2) 委員会の招集を行います。招集にあたっては、運営委員会規則に定められた日まで（運営委員会規則例では、開催の7日前）に、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を構成員に配布します。

3) 委員会は、委員の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。

議事は、出席した委員の過半数で決します。議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決にあたっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2) 役員の解任
- 3) 協定参加団体の除名
- 4) 協定の変更又は廃止

4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会后速やかに、運営委員会規則に定める方法により（運営委員会規則例では、委員会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを協定に参加する集落等の構成員全員に配布する）協定に参加する集落等の構成員全員に周知します。

委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行われます。地域の事情に応じて委員会の議決方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員等で話し合って適切に定めて下さい。
- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・委員会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になるので、適切に記録し、5年間保管して下さい。

II 事業計画の認定

多面的機能支払交付金の活動の取り組みに当たり、広域活動組織の代表者は、事業計画書（案）を作成し、市町に提出し、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金の活動を実施しようとする場合には、事業計画書（案）に活動計画書、広域協定書及び広域協定運営委員会規則等の関係書類を添付し、市町に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町から事業計画の認定通知書が送付されます。

事業計画書（案）に添付する書類は以下のとおりです。  事業計画の様式は21ページへ

その他、市町の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。  提出資料は市町にお問い合わせください。

	添付書類	提出時期
農地維持支払交付金	・活動計画書 様式は23ページへ	活動を開始しようとする年度の6月30日まで。 （特別な事情がある場合、市町村長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで）
資源向上支払交付金（共同）	・広域協定運営委員会規則 様式は16ページへ	
資源向上支払交付金（長寿命化）	・広域協定書 様式は7ページへ ・長寿命化整備計画書（長寿命化で1工事当たり200万円以上の工事がある場合） 様式は34ページへ	
資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）	【広域活動組織の設立】 （別途、市町との間で広域協定を締結） 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書	登記事項証明書は事業計画申請時又は計画変更時に添付。

また、既に活動を実施している広域活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画、活動計画、広域協定及び運営委員会規則等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

① 認定された事業計画の変更の申請

- ・ **保安全管理する対象農用地面積の変更**
 - ・ 保安全管理する対象施設の変更
 - ・ 対象組織の変更※
 - ・ 活動の追加、中止又は廃止
 - ・ 活動期間の延長
- ※組織を合併等による統合や廃止

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規則等

② 認定された事業計画の変更の届出

- ・ 左記以外の変更（例）
- ・ 役員の交代、構成員の変更が生じた場合
- ・ 遊休農地を一部解消した場合
- ・ 保安全管理する対象施設の延長又は路線の増減等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規則等

農地転用による面積減等でも変更申請が必要です。変更認定を受けると、活動当初ではなく、変更時点での制度変更の影響を受けるのでご留意下さい。

長寿命化整備計画書（34ページ）の認定、変更手続きについて

①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組（1件当たり200万円以上の工事）について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町に提出します。

長寿命化整備計画書は、県が定める要綱基本方針に基づき市町で審査が行われ、必要に応じ県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直し等を指示されることもあります。その場合は市町の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行って下さい。

※兵庫県では工事1件500万円未満までは長寿命化整備計画書の作成により実施できますが、工事1件500万円以上は多面的機能支払交付金で実施することはできません。
他の農業農村整備事業等の活用をご検討ください。

工事1件の定義はP32をご覧ください

②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、40ページの事業計画の変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町への届け出を行います。

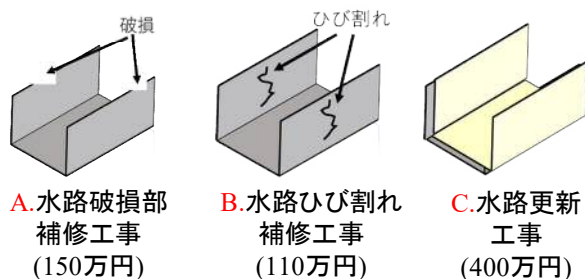
- 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

③その他留意点

平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。

工事1件と長寿命化整備計画作成有無、長寿命化での実施可否の考え方例

パターン① 異なる路線別に工事を一括で発注(660万円)



パターン①【工事1件の考え方】
路線が異なりA,B,Cそれぞれ工事1件としてカウント。

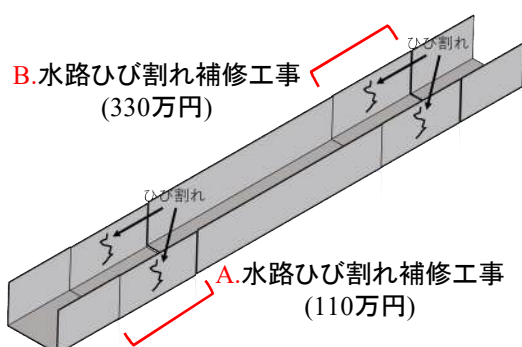
【長寿命化整備計画書の作成】
工事1件がA・B・Cともに500万以下で長寿命化の活動対象。

**A・Bは200万未満で不要。
Cは200万以上で作成必要。**

長寿命
実施
可否



パターン② 同一路線で連続していない箇所の工事を一括で発注(440万円)



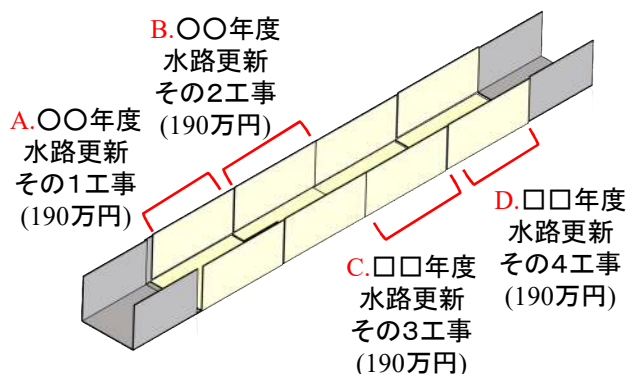
パターン②【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウント。

【長寿命化整備計画書の作成】
工事1件がA・Bともに500万以下で長寿命化の活動対象。

**Aは200万未満で不要。
Bは200万以上で作成必要。**



パターン③ 同一路線で工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



パターン③【工事1件の考え方】
年度が分かれても連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウント。

【長寿命化整備計画書の作成】
全体が工事1件760万円で要綱基本方針の上限500万円を超過。

**長寿命化の活動の対象外となり、
長寿命化では実施できません。
他事業で実施下さい。**



水路の参考例です、他にも様々な場合も。詳しくは市町または県民局窓口まで。

工事に関する確認書

土地改良区等（市町を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

（様式第1－5号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、**土地改良区等との協議内容に応じて、不要な記述は削除して下さい。**

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要なとなる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇広域協定
〇〇県△△市〇町〇-〇-〇
代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区
住 所
理事長 〇〇〇〇

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町と協議の上、調整を了したもののについて、活動の対象とします。

III 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、**毎年度**、市町へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

(1) 交付金の交付申請

① 交付申請書の提出

活動組織は、毎年度市町で定められた期日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町に提出します。

② 交付決定の通知

市町が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町から交付金の交付決定通知が活動組織に送付されます。

交付申請時の注意点

1. 交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付して下さい。
2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。

農地維持支払交付金＋資源向上支払（共同）と
資源向上支払（長寿命化）は別に交付されます

交付金の交付ルート



(2) 概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払（前払い）を受けようとするときは、市町に概算払を請求します。

① 概算払申請書の提出

交付決定の後、概算払請求書を市町に提出します。

② 概算払決定の通知

市町は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により広域活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

交付申請書、概算払申請書は市町で定める様式をご使用ください。

IV 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1. 活動記録

(1) 活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

(2) 活動記録の作成に当たって(様式第1－6号の記載方法)

○ 「活動項目番号」「活動内容」欄の記載方法

67～70ページの活動項目番号表から、その活動に該当する活動項目番号を選んで記入します。エクセル形式の活動記録では、活動項目番号を入れると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の活動項目番号表から、その活動にあてはまる「活動項目番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、活動項目番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてもOK。）

なお、活動項目番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

○ 「備考」欄の記載方法

備考欄には、地域での活動内容を「何を、どのようにして、どれだけ行ったか」を具体的に記入します。

（年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。）

○ 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

(様式第1-6号)

組織名：

令和〇〇年度 多面的機能支交付金 活動記録

〇〇〇〇広域協定

★「実施時間」には休憩時間を含まず、実施時間を記入してください。

金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置づけた活動を行った場合には、それらの全てを活動記録に記載して下さい。

「活動項目番号」欄には、P.67～P.70の活動項目番号表から、該当する活動項目番号を選択し入れます。

同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入します。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入します。

活動実施日時	活動参加人数		活動項目番号 (左詰め)				活動内容		備考 (具体的な活動内容を記入)
	日付	実施時間 開始時刻 実施時間	農業者	農業者以外	総参加人数	活動項目番号	支払区分	活動区分	活動項目
	4/3	9:00 3.0時間	55人	20人	75人	8	農地維持	水路	8 水路の泥上げ
	4/10	9:00 3.0時間	55人	20人	75人	1 24 25 26	農地維持, 共同, 共同	点検, 機能診断, 機能診断, 機能診断	1 点検, 24 農用地の機能診断, 25 水路の機能診断, 26 農用地の機能診断
	6/3	9:00 3.0時間	55人	20人	75人	5 7 10	農地維持, 農地維持	農用地, 水路, 農道	5 畦畔・法面・防風林の草刈り, 7 水路の草刈り, 10 農道の草刈り
	7/22	9:00 3.0時間	51人	16人	67人	4 5	農地維持, 農地維持	農用地, 農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理, 5 畦畔・法面・防風林の草刈り
	10/10	13:00 4.0時間	55人	55人	110人	46 47	共同, 共同	景観形成・生活環境保全, 景観形成・生活環境保全	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (景観形成・生活環境保全), 47 その他 (景観形成・生活環境保全)
	10/17	19:00 2.0時間	10人	5人	15人	17	農地維持	推進活動	17 農業者の検討会の開催
									〇〇集落で検討会を実施

「実施時間」には休憩時間を含まない実施時間を、概ね0.5時間単位で記入します。

※エクセル様式では自動集計

手書きの場合、左の「活動項目番号」にあてはまる「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、P.67～P.70の活動項目番号表の記述をもとに記入します。(記述は簡単にしてもOKで、省略することも可。)

左の合計人数を記入

活動に参加した最大人数

農業者	農業者以外	合計
55人	55人	110人

「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目で年間最大となっている参加人数を選んでここに記入します。※エクセル様式では自動作成されます。

地域での活動内容をできるだけ具体的に記入します。

本活動記録には、活動の取りまとめ等の事務処理や打ち合わせについても記載して下さい。

2. 金銭出納簿

(1) 金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

(2) 金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

経理区分の整理、長寿命化への活用について

- 令和元年度からの金銭出納簿の様式では、農地維持・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）の交付金の収支を番号で区分する方式にしたのが特徴です。
様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。
- また、農地維持・資源向上（共同）の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に○を記入することで整理することとしました。
- なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。
- 農地維持・資源向上（共同）の交付金で長寿命化を行う場合は、交付金を農地維持・資源向上（共同）から長寿命化へ流用するということではなく、農地維持・資源向上（共同）の経費の中で、長寿命化の活動を行うということです。

持越について

- 交付された交付金を翌年度以降に持ち越すことは可能ですが、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- 長寿命化の取組として持越金を積立てる場合でも長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- 持越金については具体的な使用計画（取組内容ごとの使用時期と金額）などの資料を別途整理しておく必要があります。

支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

支出に当たっての留意点

- 日当
 - ・ 日当の単価は、地域で一般的に広域運営委員会で適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知して下さい。
- 購入・リース費
 - ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
 - ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。
- 外注費
 - ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保安全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
 - ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。
- その他
 - ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出費目

交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

(様式第1-7号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名: 〇〇

物品購入時の領収書と立て替えた構成員への支払に対する領収書の2枚が必要です。

- ★「分類」欄には、※「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と、「2」のみを入れる金銭出納簿の2つを作れば、長寿命化とそれ以外を区分した経理を行っている場合に対応できます。
- ★「区分」欄には、※「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と、「2」のみを入れる金銭出納簿の2つを作れば、長寿命化とそれ以外を区分した経理を行っている場合に対応できます。

「分類」欄は、次ページに示す分類の「番号」を記入します。※エクセル様式では番号をプルダウンで選ぶと費目も一緒に記入されます(本例はその場合を表示)。

また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に計上し、一時的な立替額が収入／支出の合計に計上されないようにしてください。

「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)の収支は「1」を、資源向上(長寿命化)の収支は「2」を記入します。区分ができない支出は「1」を記入してください。

日付	分類	摘要	区分	金額	累計	領収書番号	活動実施日	備考	長寿命化への活用
4/1	1.前年度持越	前年度持越(農地維持・資源向上)							
4/1	1.前年度持越	前年度持越(資源向上(長寿命化))							
4/6	3.利子等	構成員立替金の繰り入れ	2	200,000	560,000	1		〇〇氏より	
5/2	5.購入・リース費	植栽苗及び種子の購入費	1	64,800	495,200	2	5/11	〇〇集落	
5/20	7.その他支出	お茶購入	1	9,180	486,020	3,4	5/11	〇〇集落	
6/12	5.購入・リース費	パソコンリース費	1	55,000	431,020	5			
6/30	2.交付金	農地維持・資源向上(共同) 交付金	1	5,324,500	5,755,520				
6/30	2.交付金	資源向上(長寿命化) 交付金	2	4,604,000	10,359,520				
6/30	3.利子等	構成員立替金の返済	2	▲ 200,000	10,159,520	6		〇〇氏へ	
8/3	7.その他支出	ジュース購入代	1	9,180	10,150,340	11	8/3	生き物調査	
0/1	4.日当	草刈り(農用地法面及び遊休農地周り)	1	536,000	9,614,340	12	7/22	〇〇集落	
0/9	7.その他支出	ゴミ袋、軍手、お茶代	1	25,000	9,589,340	16	10/10	クリーン作戦	
0/10	7.その他支出	役員報酬	1	255,000	9,334,340	17			
11/6	5.購入・リース費	□号線農道補修の砂利購入	2	1,188,000	8,146,340	18	11/11	□□集落	
11/6	5.購入・リース費	コンクリート	2	1,404,000	6,742,340	19	11/18	△△集落	
11/20	5.購入・リース費	バックホウ	2	80,000	6,662,340	20	11/18	△△集落	
11/20	6.外注費	□号線農道工	2	1,350,000	5,312,340	21	12/1~12/10	□□集落	
12/15	4.日当	△-△△号線水路の更新	2	560,000	4,752,340	22	11/18	△△集落	
12/15	4.日当	□号線農道の補修	1	520,000	4,232,340	23	11/11	□□集落	○
3/31	8.返還	返還額の支払	1	10,000	4,222,340	24			
3/31	3.利子等	利息	1		4,222,345				

領収書に記載した整理番号を記入します。

※領収書は必ず保管して下さい。
※領収書はレシートでも構いません。(日付、店名が記入されていない場合は記入して下さい。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管して下さい。)
※領収書は品名、規格、購入数量等も記入してもらうようにして下さい。

領収書と同じ日付(実際に支払を行った日付)を記入します。

構成員が立替払いを行ったものは、精算した日付を記入します。

購入した資材や日当等の内訳を具体的に記入します。

交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座に繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に計上し、一時的な立替額が収入／支出の合計に計上されないようにしてください。

実際の活動実施日を記入します。(活動記録の「日付」と一致します。)

金銭出納簿の「区分」が「1」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	148,900	
2.交付金	5,324,500	
3.利子等	5	
4.日当		3,658,000
5.購入・リース費		119,800
6.外注費		
7.その他支出		298,360
8.返還		10,000
次年度への持越（残高）		1,387,245
合 計	5,473,405	5,473,405

金銭出納簿の「区分」が「2」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	211,100	
2.交付金	4,604,000	
3.利子等		
4.日当		560,000
5.購入・リース費		2,672,000
6.外注費		1,350,000
7.その他支出		
8.返還		
次年度への持越（残高）		233,100
合 計	4,815,100	4,815,100

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

番号	費目	内 容（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材（碎石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金

前ページの「分類」欄へこの番号を選んで記入します。

残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越することができます。（次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書（様式はP.63～P.64）を作成してください。）
持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従ってください。
次年度以降使用する見込みのないものは、市町村に返還してください。

3. 財産管理台帳

(1) 財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2) 財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
 - また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるものについても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
 - 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳（様式第1－10号）の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、44、45ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

- ※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。
 （施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。）

- ・長寿命化を計画している場合、将来当該施設に影響するような開発計画がないか確認が必要です。
- ・処分制限期間内に開発計画が見込まれる場合は、長寿命化は計画の見直しが必要です。

(様式第1-10号)
【活動組織が作成・管理するもの】

財産管理台帳

工事費を記入して下さい。
(調査費や事務費を除く。)

農林水産省様式

市町村名		〇〇市	対象組織名	〇〇〇〇広域協定		活動期間	令和4年度			～	令和8年度			
事業の内容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種・構造・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経 費 内 訳 (単位:円)			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
							国費分	地方費分	その他					
水路	〇〇用水路 BF-400	〇〇県〇〇市〇〇番	200m	R4.9.12	R4.12.12	630,000	315,000	315,000	0	40	R44.12.12		無償譲渡	着工:〇〇地域資源保全会 R4.3.20に〇〇土地改良区へ譲渡済み
更新等を行った施設並びに取得価格が50万円以上の機械及び器具がある場合、また農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に掲げるものについて、作成します。														
						630,000	315,000	315,000						

注1: 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注2: 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注3: 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注4: この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注5: 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注6: 「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

※農業用施設等の構築物以外の物品等については、下表のような独自様式の台帳を作成し、管理することも可能です。

処分制限期間と処分状況の欄が必要です。

財産(物品)管理台帳(例)

番号	品目名	数量	購入金額	取得 年月日	処分制限期間		処分の状況		摘要
					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
1	草刈り機(〇〇-〇)	10台	212,000円 (@21,200×10)	R4.4.21	7	R11.4.21			
2	パソコン(□□-□)	1台	54,000円	R4.6.25	4	R8.6.25			
計			266,000円						

(注) 1. 交付金で購入した備品については、農林畜水産業関係補助金交付規則別表に参照し本表で整理する。
2. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例
（農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表（第5条関係）を参照）

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋（コンクリート二次製品）	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵（電気柵）	14
主として木造のもの	水田魚道、柵	5
その他のもの	遮水シート（ため池堤体）	8
緑化施設及び庭園		
その他の緑化施設及び庭園（工事緑化施設に含まれるものを除く。）	防風林	20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
铸铁製のもの	铸铁管（水路）	30
鋼鉄製のもの	鋼管（水路）	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管（水路）	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	レンチ	3
切削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
その他のもの	スコップ（柄が木製）	4

具体例として記載がない施設や物品等については、
市町の担当窓口へお問合せください。

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
器具及び備品		
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に揚げるものを除く。）		
事務机、事務いす及びキャビネット		
主として金属製のもの	机、椅子	15
その他のもの	机、椅子	8
その他の家具		
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク（ハンドマイクを含む）、アンプ、スピーカー	5
事務機器及び通信機器		
電子計算機		
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	パソコン	4
複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
時計、試験機器及び測定器		
度量衡器	はかり	5
光学機器及び写真制作機器		
カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
看板及び広告機器		
看板	啓発用看板	3
その他のもの		
その他のもの	のぼり	5
容器及び金庫		
ドラムかん、コンテナその他の容器		
その他のもの	プラスチックコンテナ、プランター	2
金庫	金庫	20
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	防草シート、防風ネット	5
機械及び装置		
農業用設備	草刈機、モア（草刈りアタッチメント）、トラクター用除雪機（アタッチメント）、チェーンソー、ポンプ	7
ソフトウェア		
その他のもの	事務支援ソフト、書籍	5

財産管理台帳で整理する必要がないものの例

○耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
 - ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、タッパ、種子、花苗等の軽微な物品
- （使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの）

○機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品

○セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使われる材料

V 活動の報告

広域活動組織は、**毎年度**、活動計画に定められた事項の実施状況を取りまとめ、市町に報告します。

広域活動組織

(1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→59ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」についても集落毎に取りまとめて下さい。

→65ページを参照(別記1-5様式第1号)

(2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町に提出します。

- ・活動記録 →46ページを参照(様式第1-6号) ※ただし、農地維持活動のみ実施する広域活動組織は提出不要。
- ・金銭出納簿 →50,51ページを参照(様式第1-7号)
- ・その他必要な書類(運営委員会議事録、点検記録簿、研修資料等)
→提出資料は、市町にお問い合わせ下さい。

市町

(3) 実施状況のとりまとめ確認

市町は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

広域活動組織

(4) 次年度の年度活動計画の策定

市町が実施状況の確認に用いたチェックシートは、広域活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町に報告する必要があります。(自己評価の詳細については市町にお問合せ下さい。)

実施状況報告書に添付し市町に提出する資料と
市町が行う実施状況の確認の区分

○ 市町へ提出する書類

書類名		作成	保管	提出
実施状況報告書	様式第1－8号	○	○	○
活動記録 ※2	様式第1－6号	○	○	○
金銭出納簿 ※3	様式第1－7号	○	○	○
財産管理台帳	様式第1－10号	○	○	※1
領収書	－	○	○	※1
総会資料	－	○	○	※1
総会議事録	－	○	○	※1
通帳	－	○	○	※1
活動写真	－	※1		
作業日報	－	※1		

※1 実施状況確認等のため、市町から提示、提出を求められる場合があります。市町にご確認ください。

※2 農地維持支払交付金については、市町が事業計画に定められている農用地及び対象施設の保安全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要（ただし、作成は必要）です。

※3 法人化した組織においては、金銭出納簿の市町への提出は不要です。

○ 実施状況の確認内容

	実施状況の確認内容	
	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	○	○
資源向上支払交付金（共同）	○	必要に応じて実施
資源向上支払交付金（長寿命化）	○	活動期間中に1回以上実施

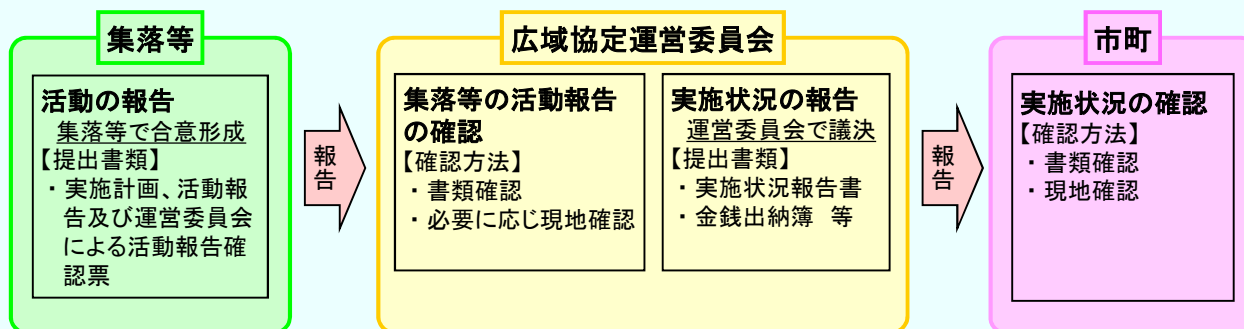
持越金について

- ・ 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- ・ 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- ・ 持越金については具体的な使用計画（取組内容ごとの使用時期と金額）などの資料を別途整理しておくことが必要です。
- ・ 持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

複数の集落又は活動組織から構成される 広域活動組織における活動の報告

複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）から構成される広域活動組織においては、組織を構成する各集落等が、広域協定運営委員会に対し、各集落等における合意を得て、「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」（多面的機能支払交付金実施要領別記1－5様式第1号）に活動記録を添付して提出することにより、当該年度の活動の内容を報告します。

広域協定運営委員会は、参加集落等の活動報告を確認し、運営委員会における議決を得て、実施状況報告書を市町に提出します。



持越金について

- ・ 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- ・ 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- ・ 持越金については具体的な使用計画（取組内容ごとの使用時期と金額）などの資料を別途整理しておくことが必要です。
- ・ 持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

実施状況報告書のかがみ文です。別添の報告書を添付して市町へ提出してください。

（様式第1－8号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

△△市長 殿

〇〇〇〇広域協定

多面 太郎

令和〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

・「収支実績」については、エクセル様式では金銭出納簿の集計表をもとに自動作成されます。
・手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄から当該年度の交付金の収入、支出実績を記入します。

多面的機能支払交付金に係る

組織名称 ○○○○広域協正

<令和○年度 収支実績 ○年○月○日現在>

収入の部	項目	金額	備考
1.	前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))	148,900円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の1と2から転記します。
2.	前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))	211,100円	・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の1と2から転記します。
3.	農地維持・資源向上(共同) 交付金	5,324,500円	
4.	資源向上(長寿命化) 交付金	4,604,000円	
5.	利子等	5円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「3.利子等」の金額を合計して記入します。
	合 計	10,288,505円	

支出の部	項目	金額	備考
1.	支出総額 (農地維持・資源向上(共同))	4,226,160円	
	日当	3,808,000円	・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の4～7及び8から転記します。
	購入・リース費	119,800円	
	外注費		
	その他	298,360円	
2.	支出総額(資源向上(長寿命化))	4,582,000円	
	日当	560,000円	・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の4～7から転記します。
	購入・リース費	2,672,000円	
	外注費	1,350,000円	
	その他		
3.	返還	10,000円	持越金がある場合は、備考欄にその使用予定を具体的に記入してください。 なお、持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください
4.	次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))	1,237,245円	次年度4月の用水路泥上げ活動に要する経費に充当
5.	次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))	233,100円	次年度4月の排水路の欠損箇所の補修に要する経費に充当
	合 計	10,288,505円	

・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「8.返還」の金額を合計して記入します。

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解

開催日	○年○月○日
-----	--------

「開催日」欄

当該年度の活動や収支決算について総会や運営委員会に諮った日を記載してください。

広域活動組織又は特定非営利活動法人の場合は「○」を記入して下さい。

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人
○	

「実施」欄

・実施した活動項目に「○」、実施できなかった項目は「×」を記入します。

※ エクセル様式では一部を除き、活動計画書をもとに自動作成されます(対象外の項目は「－」を記入します。)

※ 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入します。

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合に「－」を記入する。

「計画」欄

・活動計画に位置づけられた取組に「○」、それ以外は「－」を記入します。

※ エクセル様式では一部を除き、活動計画書をもとに自動作成されます。

「備考」欄

・「実施」欄に「○」を記入した場合は、具体的な取組内容や研修実施日等を記入します。

・「実施」欄に「×」を記入した場合は、未実施となった理由を記入します。

(1) 農

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検	○	○	4/10施設の点検
		2 年度活動計画の策定		実施日	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	－	－	実施日 代表者研修(事務・組織運営等に関する研修)はR5、機械の安全使用に関する研修はR6受講予定
		4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	○	農地の害虫駆除 遊休農地解消面積 20 a
	実践活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	×	点検の結果遊休農地化のおそれのある農地が無かったため未実施 遊休農地解消面積 a
		9 水路附帯施設の保守管理	○	×	点検の結果、異常なし
		10 農道の草刈り	○	○	6/10△△農道等
		11 農道側溝の泥上げ	○	○	4/12□□農道等
		12 路面の維持	○	×	4/1点検の結果、異常なし
		13 ため池の草刈り	○	○	4/12○○ため池等
		14 ため池の泥上げ	○	○	4/12○○ため池等
		15 ため池附帯施設の保守管理	○	×	4/1点検の結果、異常なし
		16 異常気象時の対応	○	○	8/1大雨後の見回り等

研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。

保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由を記入します。

点検結果などに応じて実施する項目はエクセル様式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入力して下さい。

「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件未達の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入します。

活動区分	活動項目		計画	実施	実施日	備考
地域の資源のための適切な推進活動の安全管理	17	農業者の検討会の開催	○	○	10/17	〇〇集落で検討会を実施
	18	農業者に対する意向調査、現地調査	—	—		
	19	不在村地主との連絡体制の整備等	○	○	1/25	不在地主との連絡体制について検討
	20	集落外住民や地域住民との意見交換等	—	—		
	21	地域住民等に対する意向調査等	—	—		
	22	有識者等による研修会、検討会の開催	—	—		
	23	その他	—	—		

研修や地域資源の適切な保安全管理のための推進活動等を行った場合、実施日と具体的な実施内容を記入します。

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考	
施設の 軽微な 補修	計画 策定 ・ 機能 診 断	24 農用地の機能診断	○	○	4/10診断実装	
		25 水路の機能診断	○	○	4/10診断実装	
		26 農道の機能診断	○	○	4/10診断実装	
		27 ため池の機能診断	—	—		
		28 年度活動計画の策定	○	○	実施日	議会にて議決
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断の結果などに応じて実施する項目はエクセル様式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入力してください。			
	実践 活 動	30 農用地の軽微な補修等	○	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実装	
		31 水路の軽微な補修等	○	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実装	
		32 農道の軽微な補修等	○	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実装	
		33 ため池の軽微な補修等				
農村 環境 保 全 活 動	計画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定	「実施」欄に「×」を記入した場合は、未実施となった理由を記入します。			
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○	○	3月に保全計画を策定	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	選択したテーマに基づき行う実践活動の取組については、P.77の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選び記入します。 ※エクセル様式では活動計画書をもとに自動入力されます。			
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定				
		38 資源循環計画の策定				
	実践 活 動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	○	○	8/3に〇〇小学校の児童と学習を兼ねて田んぼの生き物調査を実施	
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	○	○	活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。	
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	○	○	広報カレンダー作成、HP更新	

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用	○	○	5月に婦人会及び児童会と連携し、ひまわりの植栽を実施
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	-	-	
	54 地域住民による直営施工	-	-	
	55 防災・減災力の強化	-	-	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○	5月に景観形成活動として植栽を実施
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	-	-	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	○	○	広報誌作成、HP更新

活動項目番号52～59の増進活動と関連した広報活動・農的関係人口の拡大の実施状況を記入してください。

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください

加算措置	計画	実施	備考
農村協働力の深化に向けた活動への支援	○	○	実施 10/10 「〇〇クリーン作戦」に110名が参加した。

構成員の総人数の8割以上が参加する「実践活動」P.75の活動項目番号表の活動項目で「実践活動」と位置づけられている取組を実施したことがわかるよう該当する活動の実施日と参加人数、内容を記入します。

・ 実践活動の参加者と構成員総人数がわかる資料（構成員一覧表など）を添付してください。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km,箇所)	完成数量 (km,箇所)			調査・ 設計等 のみ
				前年度まで	本年度	合計	
水路	61 水路の補修	〇〇号線排水路の老朽化部分の補修	1.00 km	0.00 km	0.85 km	0.85 km	
水路	62 水路の更新等	△-△△号線排水路を土水路からコンクリート水路へ更新	0.18 km	0.00 km	0.18 km	0.18 km	
農道				0.00 km	0.50 km	0.50 km	

当該年度に工事を行わず、調査や設計のみを行った場合は「○」を記入してください。

※延長の数
下記にあて

・ 計画内容などは活動計画書から転記して下さい。
・ エクセル様式では、活動計画書をもとに自動作成されます。
・ 活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。

活動計画書に位置付けた数量のうち、本年度の完成数量を記入します。（延長は小数点以下2位まで記入します。）

当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡をした全てが対象となります。

農地中間管理機構の借り受け

消費税に係る課税事業者の該当の有無

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

別紙

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上（共同）

持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用計画書を作成してください。

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。

算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	水路の目字詰めで使用する資材の購入	〇〇〇 円	見積書
4月	農道の路面の維持の活動で使用する砂利の購入	〇〇〇 円	見積書
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		円	

使用内容を具体的に記入してください。

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

(別記1-5様式第1号)

【参加集落（活動組織）から運営委員会に提出するもの】

農林水産省様式

令和 年度 多面的機能支払交付金に係る
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票（〇〇集落）

参加集落（活動組織）	実施計画	策定日	令和 年 月 日	策定者	活動報告の確認欄は、運営委員会が記入します。 必要に応じて現地確認を行った場合は「〇」を記入して下さい。
	【1. 農地維持支払（地域資源の基礎的な保全活動）】 当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。（研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。） 【2. 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】及び【3. 資源向上支払（施設の長寿命化を図る活動）】 当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。				
活動報告	報告日	令和 年 月 日	運営委員会の確認者は、確認対象集落とは異なる集落の方として下さい。		
	活動を実施した場合は、活動報告欄に「〇」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外の項目には「-」を記入する。				
運営委員会	確認日	令和 年 月 日	確認者	〇〇広域協定運営委員会 〇〇 〇〇	
	①運営委員会は参加集落（活動組織）から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②活動報告の内容が適正な場合は「〇」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「〇」を記入する。 ③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「〇」を記入する。				

1. 農地維持支払交付金（地域資源の基礎的な保全活動）

活動区分	活動項目	実施計画				活動の確認	
			実施予定時期		未実施理由	現地確認	
点検・計画策定	点検	〇	4月	〇		〇	
	年度活動計画の策定	〇	4月	〇		〇	
研修	事務・組織運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修	-	代表者研修（事務・組織運営等に関する研修）はR5、機械の安全使用に関する研修はR6受講予定	-	代表者研修（事務・組織運営等に関する研修）はR5、機械の安全使用に関する研修はR6受講予定		
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保管理	〇 7月	〇		〇	〇
		【遊休農地解消面積】 250 a		20 a			
		畦畔・法面・防風林の草刈り	〇 6月、7月、8月	〇		〇	
	水路	鳥獣害防護柵等の保守管理	-	-			
		水路の草刈り	〇 6月、7月、8月	〇		〇	
		水路の泥上げ	〇 4月	〇		〇	
		水路附帯施設の保守管理	〇 点検結果に応じて実施時期を決定	〇		〇	
	農道	農道の草刈り	〇 6月、7月、8月	〇		〇	
		農道側溝の泥上げ	-	-			
		路面の維持	-	-			
	ため池	ため池の草刈り	-	-			
		ため池の泥上げ	-	-			
		ため池附帯施設の保守管理	-	-			
	共通	異常気象時の対応	〇 洪水、台風、地震等の発生後	〇			

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
			活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
施設の 軽微な 補修	機能 診断・ 計画策 定	農用地の機能診断	○ 4月	○		○	
		水路の機能診断	○ 4月	○		○	
		農道の機能診断	○ 4月	○		○	
		ため池の機能診断	—	—			
		年度活動計画の策定	○ 4月	○		○	
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修	— 令和5年度に実施予定	—	令和5年度に実施予定		
	実践 活動	農用地の軽微な補修等	○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
		水路の軽微な補修等	○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
		農道の軽微な補修等	○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施	○	
		ため池の軽微な補修等	—	—			
農村 環境 保全 活動	実践 活動	生態系保全	○ 8月 生き物調査実施	○		○	
		水質保全	○ 8月 水質モニタリング調査を実施	—		○	
		景観形成・生活環境保全	—	—			
		水田貯留機能増進・地下水かん養	—	—			
		資源循環	—	—			

実施計画欄、活動報告欄は参加集落（活動組織）が記入します。

活動報告の確認欄は、運営委員会が記入します。
必要に応じて現地確認を行った場合は「○」を記入して下さい。

3. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化を図る活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
			活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
実践 活動	水路	水路の補修	○ ○○号線水路の老朽化部分の補修（L=1.00km）	×	水路の補修が想定より難しく、時間がかかることから次年度更新予定		
	水路	水路の補修	○ △-△△号用水路を土水路からコンクリート水路への更新	○		○	○
	農道	農道の補修	○ □号線農道の路肩及び路面の補修（L=2.50km）	○		○	○
	農道	農道の更新等	— □-□号線農道のアスファルト舗装（L=1.24km）	—			

※参加集落（活動組織）が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委員会によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。

運営委員会で調整の結果、活動計画書に位置づけられた取組には「○」を記入して下さい。また、計画に位置づけられなかった取組は「—」などわかるように記入して下さい。

参加集落又は組織が毎年度それぞれ行おうとする取組の計画または要望を記入して下さい。

VI 活動項目番号表

活動組織は、活動項目番号表を参考に活動計画書や活動記録等を作成します。

黒字斜体 県独自取組み

取組番号表

事務処理 会議など		活動番号
		200
		300

【農地維持活動】 (地域資源の基礎的な保全活動)		活動区分	活動項目	活動の内容(平成30年度までの取組名)	活動番号
1(農地維持)	点検・計画策定	点検	点検	遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検(水路、農道、ため池)	1
		計画策定	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	2
			研修	活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修 地域内での話し合い	101
	実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理	4
			畦畔・法面・防風林の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り 防風林の移し入れ・下草の草刈り	5
			鳥獣害防護柵等の保守管理	鳥獣害防護柵の適正管理	6
			水路の草刈り	防風ネットの適正管理	7
			水路の泥上げ	ポンプ場、調整施設等の草刈り 水路の泥上げ	8
		水路	水路周辺の施設の保守管理	かんがい、期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理 配水操作	9
			農道の草刈り	農道の草刈り	10
			農道側溝の泥上げ	側溝の泥上げ	11
			路面の維持	路面の維持	12
			ため池の草刈り	ため池の草刈り	13
			ため池の泥上げ	ため池の泥上げ	14
	共通		ため池附帯施設の保守管理	かんがい、期前の施設の清掃・防塵 管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理 配水操作	15
			異常気象時の対応	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)	16

【地域資源の適切な保全管理のための推進活動】		活動区分	活動項目	活動の内容(平成30年度までの取組名)	活動番号
1(農地維持)	推進活動		農業者の検討会の開催	農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催	17
			農業者に対する意向調査、現地調査	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	18
			不在村地主との連絡体制の整備等	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	19
			集落外住民や地域住民との意見交換等	地域住民等(集落外の住民、組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	20
			地域住民等に対する意向調査等	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	21
			有識者等による検討会、検討会の開催	有識者等による検討会、有識者を交えた検討会の開催	22
			その他		23

【資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

支区分 2(資源向上)	機能診断・ 計画策定	活動区分 機能診断	活動項目	活動番号	活動の内容(平成30年度までの取組名)	
					機能診断(農用地)	診断結果の記録管理(農用地)
研 修	計画策定	機能診断	農用地の機能診断	24	施設の機能診断(水路)	診断結果の記録管理(水路)
			水路の機能診断	25	施設の機能診断(農道)	診断結果の記録管理(農道)
			農道の機能診断	26	施設の機能診断(ため池)	診断結果の記録管理(ため池)
			ため池の機能診断	27	年度活動計画の策定	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修
			機能診断・補修技術等に関する研修	29	老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修
実践活動	農用地	機能診断	農用地の軽微な補修等	30	畦畔の再構築 農用地法面の初期補修 進入路の補修 暗渠施設の清掃 農用地の除れき 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 きめ細やかな雑草対策 水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修(水路) きめ細やかな雑草対策(水路) パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修(水路の附帯施設) 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等	施設の機能診断(水路)
			水路の軽微な補修等	31	水路法面の初期補修 破損施設の補修(水路) きめ細やかな雑草対策(水路) パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修(水路の附帯施設) 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等	施設の機能診断(水路)
			農道の軽微な補修等	32	路肩、法面の初期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修(農道) きめ細やかな雑草対策(農道) 側溝の目地詰め 側溝の不同沈下への早期対応 側溝の裏込材の充填 破損施設の補修(農道の附帯施設) 遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応	施設の機能診断(農道)
			ため池の軽微な補修等	33	堤体侵食の早期補修 破損施設の補修(ため池の堤体) きめ細やかな雑草対策(ため池の堤体) 破損施設の補修(ため池の附帯施設) 遮光施設の補修等	施設の機能診断(ため池)

(農村環境保全活動)

支払区分	活動区分	活動項目	活動番号	活動の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	テーマ			
	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	34	生物多様性保全計画の策定
実践活動	水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35	水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定
	景観形成・生活環境保全	景観形成計画	36	景観形成、生活環境保全計画の策定
	生活環境保全	水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	37	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定
	資源循環	資源循環計画の策定	38	資源循環に係る地域計画の策定
	生態系保全	生物の生息状況の把握	39	生物の生息状況の把握
		外来種の駆除	40	外来種の駆除
		その他(生態系保全)	41	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生息を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視
	水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42	水質モニタリングの実施・記録管理
		畑からの土砂流出対策	43	排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理
		その他(水質保全)	44	土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全 景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動
	景観形成・生活環境保全	植栽等の景観形成活動	45	農用地等の定期的な巡回点検・清掃
		施設等の定期的な巡回点検・清掃	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃
		その他(景観形成・生活環境保全)	47	農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動
	水田貯留機能増進・地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	48	水田の貯留機能向上活動
		水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全	49	水田の地下水かん養機能向上活動 水田の地下水かん養林の保全
	資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50	地域資源の活用・資源循環のための活動
啓発・普及		啓発・普及活動	51	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め

(多面的機能の増進を図る活動)

支払区分	活動区分	活動項目	活動番号	活動の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	増進活動	道休農地の有効活用	52	道休農地の有効活用
		鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	53	農地周辺の共同活動の強化
		地域住民による直営施工	54	地域住民による直営施工
		防災・減災力の強化	55	防災・減災力の強化
		農村環境保全活動の幅広い展開	56	農村環境保全活動の幅広い展開
		やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	57	医療・福祉との連携
		農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
		農村コミュニティの強化	59	地域資源を活用した都市農村交流(県・市町村が特に認める活動)
		都道府県、市町村が特に認める活動	60	広報活動
		広報活動		

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

支区分	活動区分	活動項目	活動番号	活動の内容(平成30年度までの取組名)
3(長寿命化)	実践活動	施設区分 水路	61	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設 集水枒、分水枒の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修 バルブの補修 取水施設の補修 除塵施設の補修 水路法面の補修 水路の浚渫 素掘り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新 水路法面の補修 ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置 バルブの更新 取水施設の更新 露の設置
				水路の更新 水路法面の補修 ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置 バルブの更新 取水施設の更新 露の設置
		農道	63	農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部) 橋梁の床版、高欄、舗装箇所の補修 安全施設の補修 農道側溝の補修 安全施設の補修 未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 橋梁の床版、高欄、舗装箇所の更新 農道法面の補修 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新 安全施設の設置、更新 洗滌箇所の補修 瀦水箇所の補修 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修 管理用道路の補修 雄積土砂の浚渫 ため池法面の補修 ゲート・バルブの更新 安全施設の設置 管理用道路の舗装・側溝の設置、更新 進入路の補修 一筆排水機の補修 給水栓の補修 鳥獣害防護柵の補修 法面管理用小段の補修 農用地法面の補修 進入路の更新 暗渠配水の設置、更新 一筆排水機の設置、更新 給水栓の設置、更新 鳥獣害防護柵の設置、更新 法面管理用小段の設置、更新 遊休農地の解消 畦畔の除去 生態系保全施設の設置、更新 農用地法面の補修
				農道の更新等(全幅2.5m以上) ため池 ため池(附帯施設)の更新等 農用地の補修 農用地の補修 農用地の更新等
		農地に係る施設	171	農道の更新等(全幅2.5m以上) ため池 ため池(附帯施設)の更新等 農用地の補修 農用地の補修 農用地の更新等
				農道の更新等(全幅2.5m以上) ため池 ため池(附帯施設)の更新等 農用地の補修 農用地の補修 農用地の更新等
		農地に係る施設	172	農道の更新等(全幅2.5m以上) ため池 ため池(附帯施設)の更新等 農用地の補修 農用地の補修 農用地の更新等
				農道の更新等(全幅2.5m以上) ため池 ため池(附帯施設)の更新等 農用地の補修 農用地の補修 農用地の更新等

問 合 せ 先

兵庫県農林水産部農林水産局農地整備課農村計画班 Tel078-362-3431

神戸地域 神戸県民センター神戸土地改良センター Tel078-742-8367

神戸市西農業振興センター Tel078-975-5800

神戸市北農業振興センター Tel078-982-7111

阪神地域 阪神北県民局阪神農林振興事務所 Tel079-562-8913

西宮市農政課 Tel0798-34-8491

宝塚市農政課 Tel0797-77-2036

三田市農村再生課 Tel079-559-5090

猪名川町農業環境課 Tel072-766-8709

東播磨地域 北播磨県民局加古川流域土地改良事務所 Tel0794-82-9828

明石市農水産課 Tel078-918-5017

加古川市農林水産課 Tel079-427-9231

高砂市産業振興課 Tel079-443-9031

稲美町産業課 Tel079-492-9141

北播磨地域 北播磨県民局加古川流域土地改良事務所 Tel0794-82-9828

西脇市農村整備課 Tel0795-22-3111

三木市農業振興課 Tel0794-82-2000

小野市産業創造課 Tel0794-63-1928

加西市農林整備課 Tel0790-42-7523

加東市農地整備課 Tel0795-43-0519

多可町産業振興課 Tel0795-32-2388

中播磨地域 中播磨県民センター姫路土地改良センター Tel079-281-9444

姫路市農林整備課 Tel079-221-2481

神河町地域振興課 Tel0790-34-0960

市川町地域振興課 Tel0790-26-1015

福崎町農林振興課 Tel0790-22-0560

西播磨地域 西播磨県民局光都土地改良センター Tel0791-58-2214

相生市農林水産課 Tel0791-23-7156

たつの市農地整備課 Tel0791-64-3159

赤穂市農林水産課 Tel0791-43-6841

宍粟市農業振興課 Tel0790-63-3109

太子町産業経済課 Tel079-277-5993

上郡町産業振興課 Tel0791-52-1116

佐用町農林振興課 Tel0790-82-0667

但馬地域（北部） 但馬県民局豊岡土地改良センター Tel0796-26-3716

豊岡市農林水産課 Tel0796-23-1127

香美町農林水産課 Tel0796-36-0846

新温泉町農林水産課 Tel0796-82-5626

但馬地域（南部） 但馬県民局朝来土地改良センター Tel079-672-6850

養父市農林振興課 Tel079-664-0284

朝来市農林振興課 Tel079-672-2774

丹波地域 丹波県民局篠山土地改良事務所

Tel079-552-7419

丹波篠山市農都整備課 Tel079-552-1117

丹波市農林整備課 Tel0795-74-1707

淡路地域 淡路県民局洲本土土地改良事務所

Tel0799-26-2116

洲本市農地整備課 Tel0799-24-7639

淡路市農地整備課 Tel0799-64-2190

南あわじ市農地整備課 Tel0799-43-5225

HPにアクセス！



兵庫県多面的機能発揮推進協議会

TEL : 078-360-6605 FAX : 078-360-6606

E-mail : tamen.kyougikai@hyogo-nouchimizu.com

HP : <https://hyogo-nouchimizu.com/>

兵庫 農地水

検索

CLICK!!